

■ 平成30年度国民健康保険料率等について(諮問)

〔熊本市国民健康保険運営協議会 諮問事項説明資料〕

国民健康保険制度改革について

1. 国保制度改革の概要

① 公費による財政支援の拡充

- 国民健康保険に対し、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る
※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充 **(約1,700億円)**

<平成30年度から実施> (毎年約1,700億円)

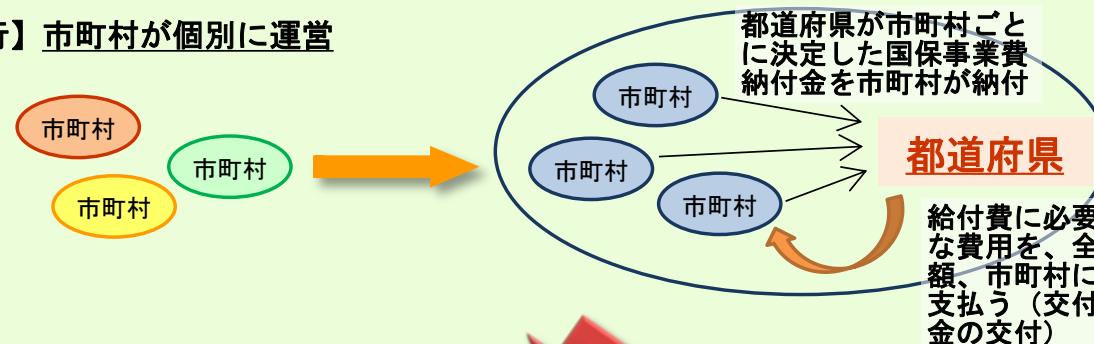
- **財政調整機能の強化** (財政調整交付金の実質的増額)
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等) } 800億円程度
- **保険者努力支援制度**・**医療費の適正化に向けた取組等に対する支援** 800億円程度
- **財政リスクの分散・軽減方策** (財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等
- ※ 平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成 (平成27~32年度計約2,000億円)

② 運営の在り方の見直し

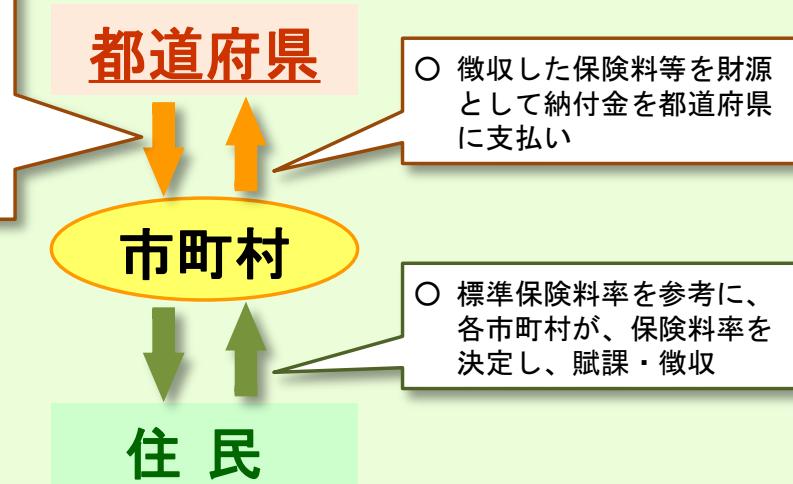
- **平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割**を担い、制度を安定化
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を県に納付
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証等の発行)
保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
保険給付	・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特定に応じた きめ細かい保健事業 を実施 (データヘルス事業等)

【現行】市町村が個別に運営



- 市町村ごとの納付金を決定 (医療費水準、所得水準を考慮)
- 都道府県が各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示す
- 各市町村が保険給付に要した費用を全額交付



2. 国保制度改革に係る本市課題

- 国保制度改革後は、基本的には単年度収支が均衡する制度となる。
 - しかし、医療費適正化が図られない場合、納付金が増加しつづけ、また、**医療費の自然増もあることから、被保険者の保険料も上昇し続けるおそれがある。**
- ↓
- ・ 本市被保険者への国民健康保険料等の影響を最小限にするため、**激変緩和等**について、県が設置する検討部会等で協議を実施。
 - ・ また、**被保険者の保険料の上昇を抑制し、単年度収支均衡を確保するためには、更なる収納率向上及び医療費適正化が不可欠。**

3. 県内保険料水準の統一化

- 県内保険料水準の統一化については、大阪府、奈良県及び広島県で統一化に向けた動きを行っている (激変緩和措置期間等あり)。
- 本県においては、県は将来的な保険料水準の統一を目指すとしているものの、現時点では市町村間の医療費水準の格差が約2倍と大きいことから、平成36年度時点において、医療費や保険料水準などの状況を踏まえ、統一時期の検討を行うとしている。

○ 平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に係る算定結果並びに本市被保険者への影響等について

・ 熊本県より、平成30年度の国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び本市国民健康保険料率決定の参考となる標準保険料率が示されたことから、本市被保険者への影響並びに今後の対応等を踏まえ、平成30年度国民健康保険料率等の諮問を行うもの。

■ 平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果における一人当たり保険料額について〔熊本市〕

■ 平成28年度実際の一人当たり保険料額 （法定外一般会計繰入金算入あり）

- ・ **一人当たり保険料額（年額）82,872円**



+8,652円

■ 平成30年度一人当たり保険料額（※1） （決算補填等目的法定外一般会計繰入金算入なし）

- ・ **一人当たり保険料額（年額）91,524円**

※1：一人当たり保険料額は法定軽減適用後の一人当たり保険料額。



■ 一人当たり保険料額増加（+8,652円）の要因

・ **保険給付費等の伸びに伴う一人当たり保険料影響額・・・約+8,000円**

本県の一人当たり保険給付費の伸び率は全都道府県で最も高い状況であり、平成30年度の見込みも他都道府県と比して、非常に高い状況。
⇒本市の平成30年度一人当たり保険給付費・・・平成28年度から約9.9%の伸び（4.8%×4.8%）

・ **法定外一般会計繰入金非算入影響額・・・約+4,500円**

決算補填等目的法定外一般会計繰入については、計画的・段階的に解消する必要があることから、算定上は繰入しない状況で算定。

・ **国保制度改革納付金等制度導入影響額等・・・約+2,500円**

国保新制度における納付金等制度導入による影響額や本来、保険料で賄うべき、平成28年度の単年度収支赤字額等。

・ **財政支援拡充による一人当たり保険料影響額・・・約△6,500円**

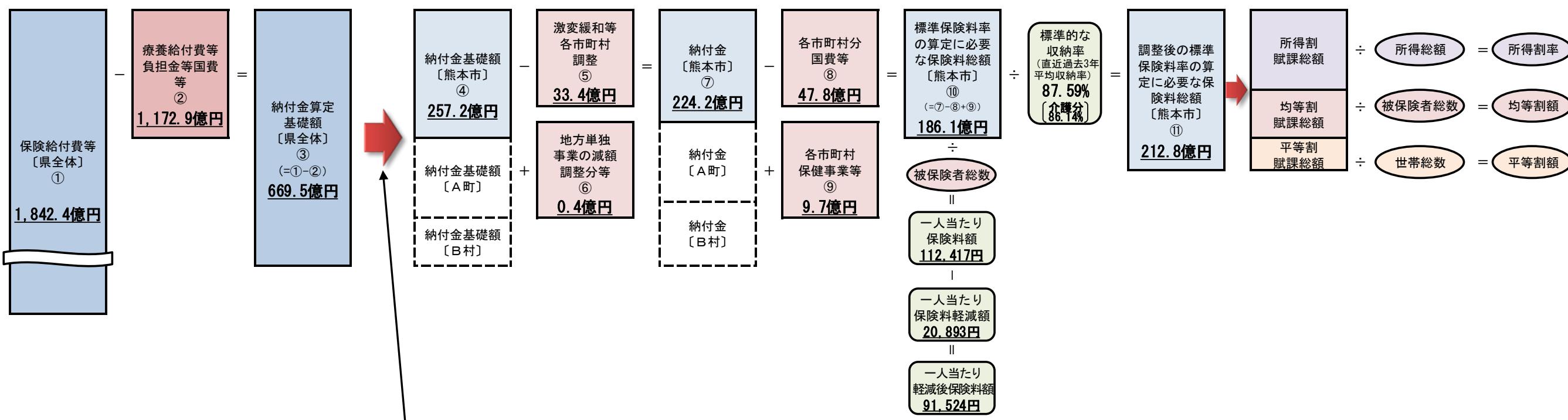
国保制度改革による平成30年度からの財政支援拡充分約1,700億円（今回は約1,600億円算入）による保険料負担軽減効果額。



■ **結果として、国保制度改革による財政支援拡充が行われるものの、本県においては、保険給付費の伸び率が他都道府県と比して非常に高いことから、財政支援拡充により一人当たり保険料負担額の増加は抑制されるものの、国民健康保険料率の改定が必要な状況。**

■ 標準保険料率の算定方法について（参考）

- ・本市が県に納める納付金及び本市の国民健康保険料率決定の参考となる標準保険料率については、国が定めるガイドライン及び熊本県国民健康保険運営方針に基づき算定される。
- ・算定に当たっては、保険料負担が急激に増加することがないように、納付金の仕組み導入や算定方法の変更により保険料負担が大幅に上昇する場合には、都道府県繰入金や特例基金の繰入による激変緩和措置により対応することとなり、本県においても激変緩和措置により保険料負担軽減が図られているもの。



・医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分について、各々、以下の算定式により医療費水準（医療分のみ）、所得水準、所得シェア及び人数シェアに基づき、市町村ごとの納付金基礎額が算定される。

○納付金算定式

▼市町村ごとの納付金基礎額

= 納付金算定基礎額〔県全体〕 × $\{1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\}$ × $\{\beta \times (\text{所得シェア}) + (\text{人数シェア})\} \div (1 + \beta) \times \gamma$

医療分算定時のみ

※ α = 医療費指数反映係数（医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ → 熊本県： $\alpha = 1$ ））
 ※ β = 所得係数 = （都道府県内の所得総額 / 被保険者総数） / 全国平均の一人あたり所得（H30熊本県： $\beta \approx 0.77$ ）
 ※ γ = 各市町村の納付金基礎額の総額を都道府県の総額に合わせるための調整係数

■ 平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果における一人当たり保険料額について〔県内市町村〕（参考）

・県により激変緩和措置による調整は行われているものの、本県の一人当たり保険給付費の伸び率は全都道府県で最も高い状況であり、県内市町村の大半で一人当たり保険料額が上昇する結果となっている（算定における一人当たり保険料額上昇市町村33市町村、低下市町村12市町村）。

	実際の一人当たり 保険料額（法定外 繰入等（※2）算入 あり）（H28）①	+	一人当たり 法定外繰入 等額（H28）	-	前期高齢者 交付金等精 算影響額等 （※3）	=	一人当たり保険料 額（法定外繰入等 算入なし・本来集 めるべき保険料 額）（H28）②	一人当たり保険料 額（法定外繰入等 算入なし・激変緩 和前）（H30）③ 【新制度】	〔激変緩和〕	一人当たり保険料 額（法定外繰入等 算入なし・激変緩 和后）（H30）④ 【新制度】	一人当たり保険料 増減額④-②（H30 -H28） 【新制度移行後増 減額（法定外繰入 なし）】	一人当たり保険料 増減額④-①（H30 -H28） 【新制度移行後増 減額（法定外繰入 算入なし）】
熊本市	82,872 円	+	4,631 円	-	455 円	=	87,048 円	96,489 円	△4,965 円	91,524 円	+4,476 円	+8,652 円
嘉島町	107,531 円	+	6,068 円	-	17,888 円	=	95,711 円	123,595 円	△17,992 円	105,603 円	+9,892 円	
産山村	89,058 円	+	26,519 円	-	38,939 円	=	76,638 円	110,002 円	△24,374 円	85,628 円	+8,990 円	
菊池市	81,306 円	+	0 円	-	△222 円	=	81,528 円	97,227 円	△7,556 円	89,671 円	+8,143 円	
水上村	68,073 円	+	29,698 円	-	18,933 円	=	78,838 円	73,258 円	0 円	73,258 円	△5,580 円	
津奈木町	60,920 円	+	0 円	-	3,479 円	=	57,441 円	29,585 円	19,835 円	49,420 円	△8,021 円	
西原村	103,513 円	+	0 円	-	△15,901 円	=	119,414 円	101,050 円	1,483 円	102,533 円	△16,881 円	
県平均	81,955 円	+	4,681 円	-	2,292 円	=	84,344 円	92,842 円	△4,752 円	88,090 円	+3,746 円	

H28
H30

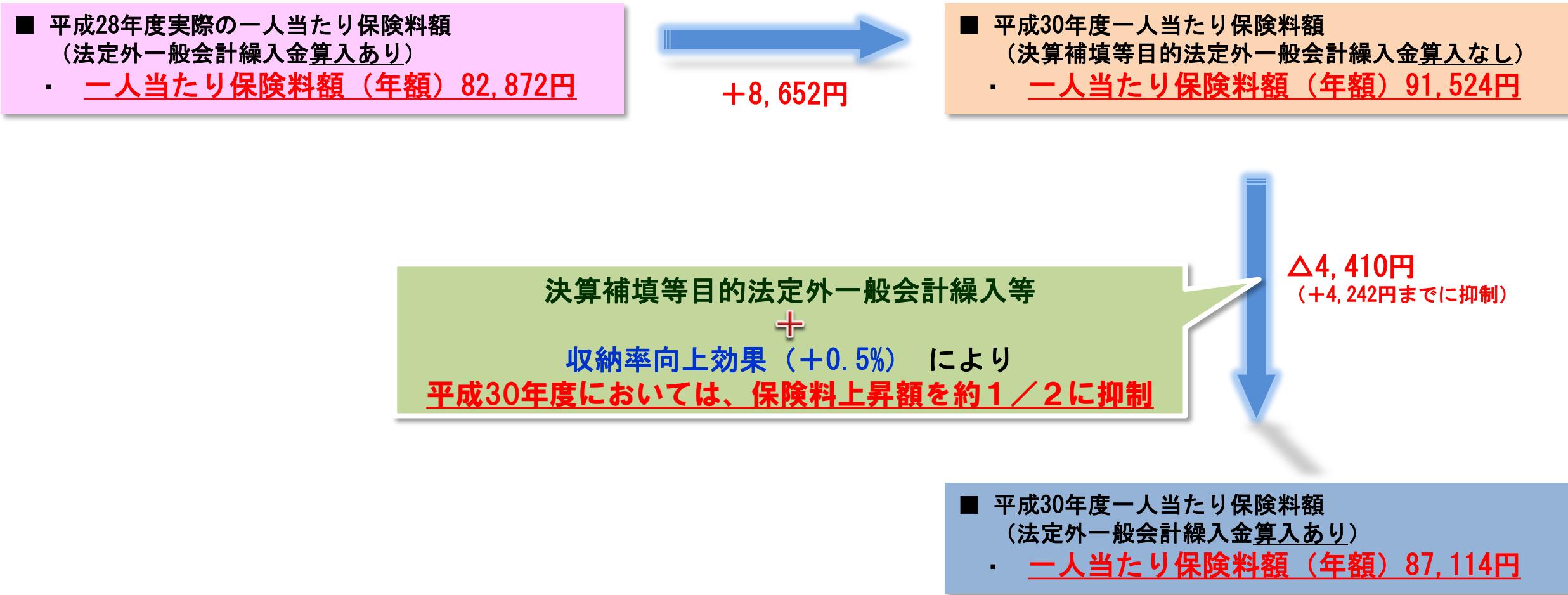
↑ 上昇額上位・下位3市町村 ↓

※2：一人当たり保険料額軽減を目的とした基金取崩額及び繰越金額を含む。

※3：本市分については、本来、保険料で賄うべき、平成28年度の実質的な単年度収支赤字額（繰上充用金の単年度増加分（約1.5億円）－平成28年熊本地震に係る減免等財政補填不足分（約0.6億円）＝約0.9億円（一人当たり保険料相当額501円分））を含む。

■ 保険料上昇抑制及び決算補填等目的法定外一般会計繰入について

- ・ 国民健康保険が安定的に運営されるためには、国民健康保険会計において、単年度収支が均衡することが重要であり、決算補填等目的法定外一般会計繰入については、解消・削減すべき赤字と位置付けられている。
- ・ しかし、平成30年度においては、被保険者世帯の大幅な保険料上昇を抑制する観点から、決算補填等目的法定外一般会計繰入等及び収納率向上効果（+0.5%）により、保険料上昇抑制を図り、国民健康保険新制度への円滑な移行を図ることとする。
- ・ なお、決算補填等目的法定外一般会計繰入については、今後、計画的・段階的に解消する必要があり、医療費適正化対策とともに、収納率向上対策の強化により保険料収入増加を確保し、被保険者の保険料負担に急激な増加が生じないように努めながら、計画的・段階的な解消を図っていく。



■ 応能割・応益割比率設定について

- 平成30年度の国民健康保険料率の決定に当たっては、県が示す標準保険料率を参考として、本市の国民健康保険料率を決定する必要があるが、併せて、応能割（所得割）及び応益割（均等割・平等割）比率についても決定する必要がある。
- 当該比率設定により被保険者世帯に与える影響が大きく変動するが、納付金算定は、「**応能割：応益割＝β：1**」とされていることやモデル世帯による保険料負担率影響分析等を踏まえ、本市においては以下の観点から、**国ガイドラインの標準的な算定方法である、〔応能割：応益割＝β：1〕を採用する。**

【所得係数（β）について】

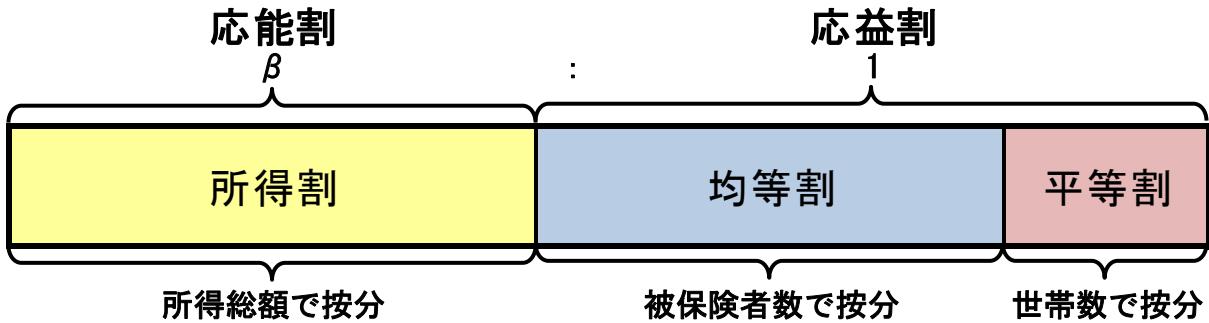
- ▼ 納付金算定の際に、所得のシェアをどの程度、納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、以下の算定式により算出される。
- ▼ 所得係数 β（医療分）＝熊本県平均一人当たり所得／全国平均一人当たり所得＝440,343円／568,601円 ≒ 0.77（後期高齢者支援金分 β ≒ 0.81、介護納付金分 β ≒ 0.87）

【応能割・応益割比率設定に当たっての観点】

- ① 本県の所得係数は、β ≒ 0.77（医療分）であり、本県の平均一人当たり所得は全国平均一人当たり所得の約77%で全国平均と比して少ないことから、**応能割比率を高めた場合、少ない所得に対して賦課することになるため、国民健康保険料率における所得割を大幅に引き上げる必要があり、所得に対する賦課が重くなり過ぎるおそれがある**こと。
- ② モデル世帯による保険料負担率影響分析の結果、応能割比率を高めた場合、低所得層では保険料負担率が低下するものの、基準総所得100～400万円層周辺では、保険料負担率が大幅に上昇し、保険料負担率が13～14%を超過する層が増加する等、**低中所得層の保険料負担率が非常に大きい状況となる**ことから、保険料負担率が非常に高い層に対しては、保険料負担率上昇を緩和する必要があること。
- ③ 低所得層については保険料負担率に配慮を要するが、国の保険料軽減措置により、**保険料の応益分については7割又は5割相当額が軽減され、保険料負担の緩和が図られる**こと。
- ④ 本市独自減免制度により、**被保険者数が3名以上で基準総所得金額が100万円以下の世帯については、保険料1割減額の対象となることから、保険料負担率の緩和が図られる**こと。
 （例）モデル世帯Ⅱ：〔改定後年額保険料〕205,576円（現行保険料＋8,856円）→〔独自減免適用後〕185,019円
 〔改定後保険料負担率〕12.32%→〔独自減免適用後〕11.09%

- * 熊本県国民健康保険運営方針では、市町村標準保険料率の算定に当たり、低所得者層の負担増に配慮するため、当面1：1（＝50：50）として算定することとしている。
- * 平成30年度より、基礎賦課総額等に対する標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合（本市基礎賦課総額の場合、所得割：均等割：平等割＝50：35：15））は廃止となる。

・国民健康保険料賦課総額(所得割・均等割・平等割)



・応能割：応益割＝β：1の場合の賦課割合

	区分	賦課割合
基礎賦課額	所得割	43.64%
	均等割	39.45%
	平等割	16.91%
後期高齢者支援金等賦課額	所得割	44.65%
	均等割	38.74%
	平等割	16.61%
介護納付金賦課額	所得割	46.44%
	均等割	53.56%

- ・ 所得割額：総所得金額等を算定基礎とした算定額
- ・ 均等割額：被保険者数に応じて算定される額
- ・ 平等割額：世帯数に応じて算定される額
- ・ 基礎賦課総額：保険給付費等の合計額から国負担金額等を控除した額
- ・ 後期高齢者支援金等賦課総額：後期高齢者支援金等の納付に要する費用額から国負担金額等を控除した額
- ・ 介護納付金賦課総額：納付金の納付に要する費用額から国負担金額等を控除した額

■ 平成30年度国民健康保険料率について

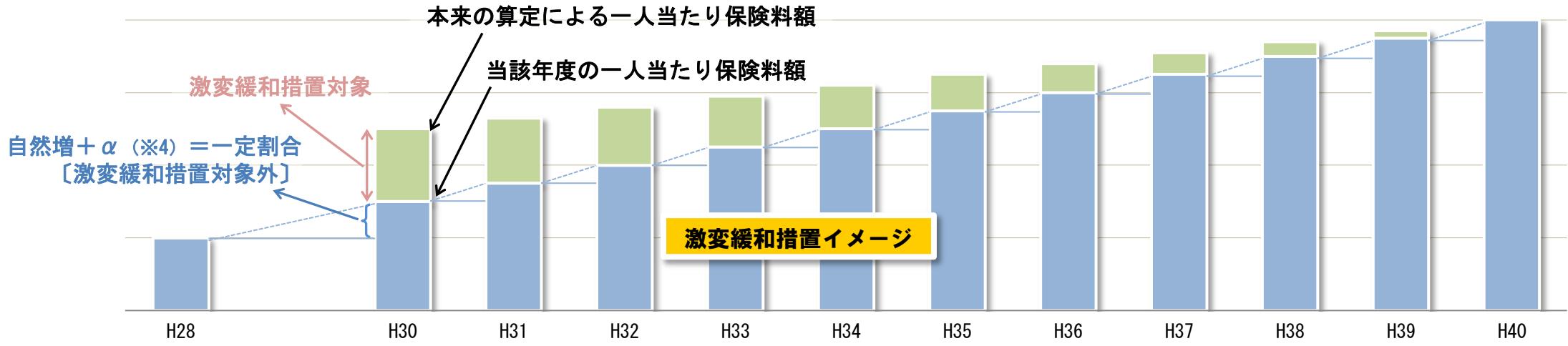
	対象者	平成30年度 被保険者数 (見込)	区分	保険料率 【改定後】	保険料率 【現行】	差	(参考) 標準 保険料率
医療分	全員	165,572人	所得割	8.34%	9.3%	△0.96%	8.86%
			均等割	35,100円	28,800円	+6,300円	36,645円
			平等割	25,600円	22,600円	+3,000円	26,745円
後期高齢者 支援金分	全員	165,572人	所得割	2.27%	2.6%	△0.33%	2.39%
			均等割	9,600円	8,100円	+1,500円	10,023円
			平等割	7,000円	6,100円	+900円	7,317円
介護 納付金分	40～64歳	53,655人	所得割	2.04%	2.2%	△0.16%	2.08%
			均等割	15,400円	14,100円	+1,300円	16,104円

・モデル世帯による国民健康保険料率改定影響

		年額保険料【現行】	年額保険料【改定後】 (法定外一般会計繰入+収納率向上効果(+0.5%)算入) 〔下段は、年額保険料【現行】との差額〕	
			応能割：応益割=β：1	世帯一人当たり年額保険料
モデル世帯Ⅰ	■ 国保実態調査上、最多所得区分世帯(所得なし) ①世帯所得なし ②世帯員数2人(68歳夫婦)	30,750円	36,600円 (+5,850円)	18,300円 (+2,925円)
モデル世帯Ⅱ	■ モデル世帯Ⅴと同一世帯構成、法定軽減5割該当世帯 ①世帯所得1,000千円 ②世帯員数4人(40歳夫婦、子ども2人)	196,720円	205,855円 (+9,135円)	51,464円 (+2,284円)
モデル世帯Ⅲ	■ 国保実態調査上、所得ありの世帯最多所得区分世帯 ①世帯所得1,500千円 ②世帯員数3人(26歳夫婦、子ども1人)	250,750円	257,497円 (+6,747円)	85,832円 (+2,249円)
モデル世帯Ⅳ	■ 2人世帯、介護保険料非該当世帯 ①世帯所得2,000千円 ②世帯員数2人(30歳夫婦)	301,230円	299,187円 (△2,043円)	149,594円 (△1,021円)
モデル世帯Ⅴ	■ 4人世帯、介護保険料該当世帯、法定軽減2割該当世帯 ①世帯所得2,000千円 ②世帯員数4人(40歳夫婦、子ども2人)	399,070円	405,015円 (+5,945円)	101,254円 (+1,486円)
モデル世帯Ⅵ	■ 単身世帯、介護保険料該当世帯 ①世帯所得2,000千円 ②世帯員数1人(50歳単身)	315,170円	303,955円 (△11,215円)	303,955円 (△11,215円)
モデル世帯Ⅶ	■ モデル世帯Ⅴと同一世帯構成で若年化、法定軽減非該当世帯 ①世帯所得2,600千円 ②世帯員数4人(35歳夫婦、子ども2人)	446,430円	452,247円 (+5,817円)	113,062円 (+1,454円)
モデル世帯Ⅷ	■ モデル世帯Ⅴと同一世帯構成、法定軽減非該当世帯 ①世帯所得2,600千円 ②世帯員数4人(40歳夫婦、子ども2人)	524,570円	529,355円 (+4,785円)	132,339円 (+1,196円)

■ 今後の方針について

- 平成30年度以降についても、被保険者の保険料負担が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置が講じられるものの、激変緩和措置は、「自然増+ α =一定割合」を超えて増加する保険料負担に対し、都道府県繰入金等を活用し、一定割合以下に負担を軽減する措置であるため、医療費適正化対策が十分に機能しない場合、毎年度、「自然増+ α 」分の一人当たり保険料を増加させる必要が生じる。
- このため、毎年度の単年度収支均衡の確実な実現を図りつつも、被保険者の保険料上昇を抑制するため、本市国民健康保険運営において、実効性のある収納率向上対策や医療費適正化対策に取り組んでいく。
- また、本市被保険者にも、収納率向上のための口座振替原則化や特定健診・がん検診受診による早期発見・早期治療の推進、ジェネリック医薬品の利用等の本市の取組みについて協力を求めながら、国民健康保険が将来に亘って安定的に維持していただけることを最優先に取り組んでいく。



※4： α は、納付金の仕組みの導入等による保険料増加分の一部。熊本県においては、平成30年度は $\alpha=0\%$ 、平成31年度以降は $\alpha=1\%$ と設定。

・国民健康保険健全化対策(収納率向上対策・医療費適正化対策)

- 熊本市国民健康保険コールセンター設置(保険料納付指導業務アウトソーシング)
 - ・電話により滞納者への自主的納付の呼びかけを行っている保険料納付指導員(非常勤職員)について人員を削減し、「熊本市国民健康保険コールセンター」を設置することにより、包括的な収納業務委託を可能とし、収納業務委託の更なる効果向上を図る。
 - ・民間委託により、これまで実施していなかった、毎月リストアップした口座振替未登録者に対する口座振替登録手続き勧奨等を実施し、収納率向上を図る。
- 納付納税推進環境整備事業
 - ・平成29年8月より、パソコンやスマートフォンで口座振替手続きができるホームページの運用を開始したことから、周知を図り、口座振替の推進・強化を図る。
- 特定保健指導実施率向上対策
 - ・実施率が低迷している特定保健指導について、実施医療機関等を拡充するとともに、生活習慣病重症化予防対策で被保険者を訪問している保健指導員が訪問時に特定保健指導を実施し、実施率向上を図る。
- インセンティブ事業実施(保険者努力支援制度財源獲得)
 - ・特定健診対象者に対し、健康意識の向上や健康づくりへのきっかけを与える仕組みを導入し、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援制度(国庫支出金)の財源獲得を図る。